

3 金融円滑化特別資金

項目	融資条件等																										
融資対象者	<p>次の(1)～(9)のいずれかに該当する者</p> <p>【責任共有制度対象】</p> <p>(1) 申込日から1年以内の連続する3か月間の平均売上高、平均売上総利益率又は平均営業利益率（以下「平均売上高等」という。）が、前年同期の平均売上高等に比して3%以上減少している者</p> <p>(2) 様々な外部環境の変化により経営が悪化しているとして知事が指定した者（別表3-1・3-2・3-3・3-4）</p> <p>(3) 申込日から1年以内に倒産した企業に対して、50万円以上の売掛金等の債権を有しており、資金繰りに支障を来している者</p> <p>(4) 県再生支援協議会の支援により策定した経営改善計画により再生に取り組む者</p> <p>(5) セーフティネット第5号、第7号及び第8号の規定に基づく「特定中小企業者」として市町村長の認定を受けた者</p> <p>【責任共有制度対象外】</p> <p>(6) セーフティネット第1号から第4号及び第6号の規定に基づく「特定中小企業者」として市町村長の認定を受けた者</p> <p>(7) 特例中小企業者（新型コロナウイルス感染症分）として市町村長の認定を受けた者</p> <p>(8) 令和2年7月豪雨による被害の影響を受けた中小企業者で、市町村長の発行する罹災証明書を有している者</p> <p>(9) 令和2年7月豪雨に係る中小企業等特定施設等災害復旧費補助金（なりわい再建支援補助金）の交付決定を受け、補助対象として認められた施設、設備の復旧を行う者</p>																										
資金使途	設備資金又は運転資金	融資期間	1年以上10年以内（うち据置期間1年以内） 但し、(8)及び(9)は10年以内（うち据置期間1年以内）、(7)は1年以上10年以内（うち据置期間2年以内）																								
融資限度額	<p>1 企 業</p> <p>5,000万円（(2)は別表で定める）</p> <p>①(5)及び(6)は合計で別枠5,000万円（(6)のうち、セーフティネット第4号（新型コロナウイルス感染症分）は別枠8,000万円）</p> <p>②(7)は別枠8,000万円</p> <p>③(8)及び(9)は合計で別枠8,000万円</p>	1 組 合	<p>1億円</p> <p>①(5)及び(6)は合計で別枠5,000万円（(6)のうち、セーフティネット第4号（新型コロナウイルス感染症分）は別枠8,000万円）</p> <p>②(7)は別枠8,000万円</p> <p>③(8)及び(9)は合計で別枠8,000万円</p>																								
貸付方法	証書貸付、手形貸付	返済方法	均等分割返済、一括返済																								
融資利率	<table border="1" data-bbox="395 1563 1444 1886"> <thead> <tr> <th>融資期間</th> <th>融資対象者(1)～(5)</th> <th>融資対象者(6)のセーフティネット第4号認定者, (7)～(9)</th> <th>融資対象者(6)のセーフティネット第4号認定者以外, (11)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2年以内</td> <td>—</td> <td>固定 年1.30%以内 ※(8), (9)のみ</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>3年以内</td> <td>固定 年1.70%以内</td> <td>固定 年1.50%以内</td> <td>固定 年1.50%以内</td> </tr> <tr> <td>5年以内</td> <td>固定 年1.90%以内</td> <td>固定 年1.65%以内</td> <td>固定 年1.70%以内</td> </tr> <tr> <td>7年以内</td> <td>固定 年2.00%以内</td> <td>固定 年1.80%以内</td> <td>固定 年1.90%以内</td> </tr> <tr> <td>7年超</td> <td>固定 年2.30%以内</td> <td>固定 年2.00%以内</td> <td>固定 年2.10%以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 経営支援プログラム実施企業は、上記金利から年0.2%金利を優遇する。</p>			融資期間	融資対象者(1)～(5)	融資対象者(6)のセーフティネット第4号認定者, (7)～(9)	融資対象者(6)のセーフティネット第4号認定者以外, (11)	2年以内	—	固定 年1.30%以内 ※(8), (9)のみ	—	3年以内	固定 年1.70%以内	固定 年1.50%以内	固定 年1.50%以内	5年以内	固定 年1.90%以内	固定 年1.65%以内	固定 年1.70%以内	7年以内	固定 年2.00%以内	固定 年1.80%以内	固定 年1.90%以内	7年超	固定 年2.30%以内	固定 年2.00%以内	固定 年2.10%以内
融資期間	融資対象者(1)～(5)	融資対象者(6)のセーフティネット第4号認定者, (7)～(9)	融資対象者(6)のセーフティネット第4号認定者以外, (11)																								
2年以内	—	固定 年1.30%以内 ※(8), (9)のみ	—																								
3年以内	固定 年1.70%以内	固定 年1.50%以内	固定 年1.50%以内																								
5年以内	固定 年1.90%以内	固定 年1.65%以内	固定 年1.70%以内																								
7年以内	固定 年2.00%以内	固定 年1.80%以内	固定 年1.90%以内																								
7年超	固定 年2.30%以内	固定 年2.00%以内	固定 年2.10%以内																								

保証料率 (県補助後)	保証料率は、保証協会の定めるところにより、融資対象者の財務その他の経営状況に応じて下表から設定する（年率）。																																			
	<table border="1"> <tr> <th colspan="9">融資対象者(1), (2), (3), (4)</th> </tr> <tr> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> <tr> <td>1.30%</td> <td>1.25%</td> <td>1.15%</td> <td>1.10%</td> <td>1.05%</td> <td>1.00%</td> <td>0.80%</td> <td>0.60%</td> <td>0.45%</td> </tr> </table>									融資対象者(1), (2), (3), (4)									①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	1.30%	1.25%	1.15%	1.10%	1.05%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
	融資対象者(1), (2), (3), (4)																																			
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																												
1.30%	1.25%	1.15%	1.10%	1.05%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%																												
<table border="1"> <tr> <th>融資対象者(5)</th> <th colspan="2">融資対象者(6)</th> <th>融資対象者(7)</th> <th>融資対象者(8), (9)</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">0.62%</td> <td colspan="2">セーフティネット第4号認定者 (新型コロナウイルス感染症分)</td> <td>0.50%</td> <td rowspan="2">0.50%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">上記以外</td> <td>0.75%</td> </tr> </table>									融資対象者(5)	融資対象者(6)		融資対象者(7)	融資対象者(8), (9)	0.62%	セーフティネット第4号認定者 (新型コロナウイルス感染症分)		0.50%	0.50%	上記以外		0.75%															
融資対象者(5)	融資対象者(6)		融資対象者(7)	融資対象者(8), (9)																																
0.62%	セーフティネット第4号認定者 (新型コロナウイルス感染症分)		0.50%	0.50%																																
	上記以外		0.75%																																	
<p>※次の①又は②に該当する場合は、それぞれ0.1%を割引いた保証料率を適用する。</p> <p>① 担保の提供がある場合（融資対象者(5)～(12)を除く）</p> <p>② 会計参与を設置していることを登記により確認できる場合</p>																																				
担 保	必要に応じて徴求	保証人	原則として、法人代表者以外の連帯保証人は不要																																	
申込先	会議所、商工会、中央会、取扱金融機関（(6)のセーフティネット第4号（新型コロナウイルス感染症分）、(7)～(9)の申し込みに限る）																																			
取扱期間等	<ul style="list-style-type: none"> 融資対象者(8), (9)の融資利率及びこれらの者の県補助後保証料率の取扱期間並びに取扱金融機関が申込先となることができるのは、対応する災害関係保証の適用期間内の貸付実行分までとする。 融資対象者(6)のセーフティネット第4号認定を受けた者の融資利率及びこれらの者の県補助後保証料率の取扱期間は、市町村が発行する認定書の有効期間内の保証協会受付分までとする。 融資対象者(7)の特例中小企業者認定を受けた者の融資利率及びこれらの者の県補助後保証料率の取扱期間は、危機関連保証の適用期間内の貸付実行分までとする。 融資対象者(6)のセーフティネット第4号（新型コロナウイルス感染症分）認定を受けた者及び(7)の特例中小企業者（新型コロナウイルス感染症分）の認定を受けた者に対する本資金については、下枠内の資金を除いて既存債務の借り換えは認めない。 <table border="1"> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 金融円滑化特別資金及び小規模事業者おうえん資金のうち、平成28年熊本地震による被害の影響を受けた者を対象とする資金 平成28年熊本地震の発生に起因して、県内の市町村が新たに創設した熊本地震被災者支援に係る資金（保証協会が債務の保証を行ったものに限る。） 金融円滑化特別資金のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたものを対象とする資金 </td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 融資対象者(7)の者への融資については、取扱金融機関は、本資金に係る貸付が完済となるまでモニタリングを行い半年に一度、保証協会に対しその内容を報告するものとする。ただし、中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づき経済産業大臣が認める日から1年以内の期間（同項に定める信用の収縮の状況を勘案し、経済産業大臣が1年を限り当該期間を延長したときは その延長した期間を含む。）中であるとき、または保証期間が1年以内であるときはこの限りでない。 セーフティネット及び特例中小企業者に関する融資限度額については、本資金による融資と新型コロナウイルス感染症対応資金による融資を合算して適用する。 			<ul style="list-style-type: none"> 金融円滑化特別資金及び小規模事業者おうえん資金のうち、平成28年熊本地震による被害の影響を受けた者を対象とする資金 平成28年熊本地震の発生に起因して、県内の市町村が新たに創設した熊本地震被災者支援に係る資金（保証協会が債務の保証を行ったものに限る。） 金融円滑化特別資金のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたものを対象とする資金 																																
<ul style="list-style-type: none"> 金融円滑化特別資金及び小規模事業者おうえん資金のうち、平成28年熊本地震による被害の影響を受けた者を対象とする資金 平成28年熊本地震の発生に起因して、県内の市町村が新たに創設した熊本地震被災者支援に係る資金（保証協会が債務の保証を行ったものに限る。） 金融円滑化特別資金のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたものを対象とする資金 																																				

別表3-1 (アスベスト関連)

項目	融資条件等	
融資対象者	申込日から1年以内の連続する3か月間の平均売上高が、前年同期の売上高よりも減少している者で、次の(1)又は(2)のいずれかを行う者 (1) 工場、事務所、店舗等の吹付けアスベストの除去(封じ込め工事、囲い込み工事を含む)又はこれと同時若しくは連続的になされる既存施設の改修(増改築を除く) (2) 吹付けアスベストの除去工事の施工に必要な設備の導入	
融資限度額	1企業	5,000万円

※資金使途、融資期間、貸付方法、返済方法、融資利率、保証料率、担保、保証人及び申込先は、金融円滑化特別資金の融資条件と同じ。

別表3-2 (鳥インフルエンザ)

項目	融資条件等	
融資対象者	鳥インフルエンザの発生により、家畜伝染病予防法第32条に基づく家きん及び家きんの卵・排泄物等の移動及び搬出制限(以下「移動制限等」という。)区域に指定された区域内に所在する養鶏業者又は食鳥処理業者と取引を行っている者で、移動制限等の告示日以降の1か月の売上高が前年同期の売上高と比較して減少している者	
資金使途	運転資金	
融資限度額	1企業	5,000万円又は平均月商の3倍のいずれか低い額。

※融資期間、貸付方法、返済方法、融資利率、保証料率、担保、保証人及び申込先は、金融円滑化特別資金の融資条件と同じ。

別表3-3 (口蹄疫)

項目	融資条件等	
融資対象者	口蹄疫の発生により、家畜伝染病予防法第32条に基づく偶蹄類等の移動及び搬出制限(以下「移動制限等」という。)区域に指定された区域内に所在する畜産業者と取引を行っている者で、移動制限等の告示日以降の1か月の売上高が前年同期の売上高と比較して減少している者	
資金使途	運転資金	
融資限度額	1企業	5,000万円又は平均月商の3倍のいずれか低い額。

※融資期間、貸付方法、返済方法、融資利率、保証料率、担保、保証人及び申込先は、金融円滑化特別資金の融資条件と同じ。